

平成27年5月15日

各 位

会 社 名 高圧ガス工業株式会社 代表者名 取締役社長 竹内 弘幸 コード番号 4097 東証第一部 問合せ先 取締役経理部長 大北 隆行 電話番号 06-7711-2570 (代表)

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第82期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を役員として招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約が締結できるよう、定款第 27 条(取締役の責任限定契約)及び第 28 条(監査役の責任限定契約)を新設しようとするものであります。

なお、定款第27条(取締役の責任限定契約)の新設については、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以上

# 下線は変更部分です。

現行定款	変更案
第4章 取締役及び監査役	第4章 取締役及び監査役
(新設)	(取締役の責任限定契約) 第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、業務執行取締役等でない取締役との間 に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定する 額とする。
(新設)	(監査役の責任限定契約) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項 の責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額とする。
第 <u>27</u> 条~第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 <u>29 条</u> 〜第 <u>37</u> 条 (現行どおり)